

## 別記様式 1

### 明 細 書

作成日 平成 30 年 3 月 7 日

改定日 令和 3 年 4 月 1 日

#### 1 作成者

住所（フリガナ）：（〒038-3595）（アオモリケンキタツカ<sup>ル</sup>グンツルタマチオオアサ<sup>ツ</sup>ツルタアサ<sup>ハヤセ</sup>）  
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬 200 番地 1

名称（フリガナ）：（ツルタスチューベン<sup>ニ</sup>ホンイチスインキョウ<sup>ギ</sup>カイ）  
つるたスチューベン日本一推進協議会

代表者（管理人）の氏名：会長 成田 義弘

ウェブサイトのアドレス : <https://steuben.jp/>

#### 2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（ぶどう）

#### 3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：つるたスチューベン（ツルタスチューベン）、Tsuruta Steuben

#### 4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：青森県北津軽郡鶴田町、板柳町（小幡、野中、掛落林、柏木、牡丹森）、五所川原市七ツ館、つがる市柏桑野木田

#### 5 農林水産物等の特性

スチューベンは、青森県を始めとした東北地方を中心に栽培されている寒冷な気候に適したぶどうの品種で、糖度が高く非常に甘いこと、さらに普通冷蔵で 2 ヶ月貯蔵が出来る日持ちの良さが特徴である。

「つるたスチューベン」は、独自の栽培方法によって品種の特徴を最大限に発揮させており、房が大きく着粒数が多いが、一粒一粒が充実し房全体が良く締まっている。

また、リンゴ栽培で培った経験を活かした貯蔵技術により収穫した 10 月から翌年の 2 月頃まで食味と鮮度を維持したまま長期間にわたり出荷が可能である。

「つるたスチューベン」を取り扱う流通業者からは、品質のバラツキが少なく、食味、見栄えが良い。さらに、貯蔵性が良く、年明け以降でも取引が行える数少ない国産ぶどうであると評価されており、県内のみならず、都内の青果店、百貨店でもその品質の高さや貯蔵性の良さから、他県産より約 5 割高値で取引されている。

## 6 農林水産物等の生産の方法

### (1) 品種

「スチューベン」を用いる。

### (2) 栽培の方法

ア「垣根仕立て」とする。

イ「超長梢剪定（枝を1m以上残す）」とする。

ウ「強摘心（開花前の葉数を通常の5枚ではなく4～3枚とする）」とする。

エ「長期保存する場合は有袋を基本」とする。

### (3) 出荷規格

糖度18度以上、M以上

### (4) 最終製品としての形態

「つるたスチューベン」の最終製品としての形態は、青果（ぶどう）である。

## 7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

鶴田町を中心とする「つるたスチューベン」の生産地は、スチューベンが育成されたニューヨークとほぼ同じ緯度であり、年間降水量や気温等の気象条件が似ていることからスチューベンの栽培に適している。栽培期間中の月ごとの平均最高気温と最低気温の差は8℃～10℃あり、昼夜の寒暖差が糖度の高さにつながっている。

「つるたスチューベン」の栽培方法には、「垣根仕立て」、「超長梢剪定」、「強摘心」を組み合わせた国内で唯一の「津軽式改良仕立法」を取り入れており、この方法によってスチューベンの着果数を増やし密度を上げて空気に触れる部分を少なくすることで貯蔵性を高めている。また、収穫後に有袋のまま適度な湿度を維持しながら冷蔵する方法も考案し、「津軽式改良仕立法」と組み合わせることで、収穫後に鮮度を保ちながら長期間貯蔵することを可能としている。

鶴田町では、これまで「津軽ぶどう協会」がスチューベンの生産振興に努めてきたが、平成26年には、周辺地域も含めた複数の出荷団体と市場等で組織する「つるたスチューベン日本一推進協会」を新たに設立し、首都圏や大消費地へのPR活動を開始した。さらに、平成28年からは各出荷団体が出荷する際に、「冬ぶどう つるたスチューベン」という共通ブランドの包材を使用することで地域が一丸となって知名度の向上に努めている。

## 8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

スチューベンは、ニューヨーク農業試験場が育成した品種で、日本では昭和27年頃に導入され、気象条件が似ている青森県で試験栽培が開始された。昭和40年代後半に当時の青森県ぶどう協会会長が、その栽培を奨励したことから、鶴田町を中心とした生産者が昭和54年に津軽ぶどう協会を設立し、スチューベン栽培に取り組んだ。

取組の成果として、昭和59年頃には、この地域に適した栽培方法や貯蔵技術が完成し「つるたスチューベン」としての特性が確立した。

「つるたスチューベン」は、地域の生産者や生産者団体等による栽培や貯蔵等に関する研究の積み重ねと、地域を上げての消費宣伝活動によって育てられ、現在では、鶴田町を中心に生産農家戸数は約140戸、栽培面積は約100ha、生産量は約1,100t（平成29年度実績）と、日本一の生産量を誇る産地へと成長している。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先



